【広島弁護士会 法律相談センターの面談相談休止について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、広島弁護士会の各法律相談センター（紙屋町・福山・呉・ひがし広島・北部巡回）では、面談による相談を一時休止して、予約制の電話相談に切り替えることといたしました。電話相談は無料です。各センターの詳細は以下のとおりです。（2020年4月17 日現在）

◆紙屋町法律相談センター（そごう広島店新館6階）
広島県を対象に含む緊急事態宣言の発令を受け、広島弁護士会の紙屋町法律相談センターは４月18日（土）以降、早くとも５月６日（水）までの間、業務を休止します。電話相談の予約の受付も休止いたします。この期間の法律相談の対応については、改めて決定次第ご案内いたします。

◆呉法律相談センター（広島弁護士会呉地区会館）
4月18日（土）から当面の間、相談を休止します。

◆ひがし広島法律相談センター
4月18日（土）から当面の間、相談を休止します。

◆広島北部巡回法律相談センター
4月18日（土）から当面の間、相談を休止します。

◆法律相談センター福山（広島弁護士会福山地区会館）
面談相談を休止して、無料の電話相談を実施しています。予約をお受けした時間に弁護士から相談者にお電話をおかけします。予約・相談の方法については、お電話でお問い合わせください。予約受付電話 084-973-5900

Hiroshima Bar Association
広島弁護士会
なやんだら 相談しんさい 頼りんさい